

# 台湾向け輸出水産食品の新たな規制案の内容 (本年7月にSPS通報されたもの※)

※SPS通報：WTO・SPS協定に基づき、各国が貿易に影響がある衛生と植物防疫のための措置を新たに設定したり変更する場合に、他の国に事前に知らせ、コメントの機会を与えること。

台湾政府は2024年1月1日以降に台湾に輸入される水産食品について、以下を義務付けます。

参照URL <https://www.fda.gov.tw/TC/newsContent.aspx?cid=3&id=28093>

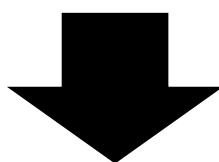
1. 水産食品の取扱施設※<sup>1</sup>を輸出国政府を通じて申請し、輸出取扱施設として台湾政府の認定を受けること
2. 衛生証明書※<sup>1</sup> ※<sup>2</sup>を添付すること

※<sup>1</sup> 次頁参照

※<sup>2</sup> 様式は今後協議する予定です。

現行の貝類の衛生証明書の様式も変更になる可能性があります。

現行	
施設認定は不要	(貝類及び貝類加工品のみ) 衛生証明書が必要



2024年1月以降	
施設認定が必要	全ての水産食品に 衛生証明書が必要

## 台湾向け水産食品の輸出取扱施設の認定について

### 【対象施設】

- 製造加工施設（加工には、洗浄・内臓の除去・包装等を含み、水産食品の供給過程に関与する全ての施設をいう。）
- 養殖施設（海面、陸上）
- 水産食品の製造加工を行う船舶（もっぱら漁獲又は運搬を行う船舶を除く。）
- 冷蔵庫、冷凍庫、倉庫

※水産食品の供給過程に関わる全ての施設が対象です。

※第三国から輸入した水産食品を日本で加工し台湾に輸出する場合、第三国における上記施設も台湾政府の認定を受ける必要があります。

### 【新規輸出施設の認定手続き】

新たに輸出を開始する、台湾向け水産食品の取扱施設は、輸出国又は原産国の政府を通じて台湾政府に施設認定を申請し、台湾政府の承認を受ける必要があります。

※輸入食品系統性査核実施辦法に基づくシステム査察を受ける必要があります。

台湾向けに輸出実績がある施設情報を農林水産省から台湾政府に提供し、2024年以降も輸出を継続できるよう交渉する予定です。

## 台湾向け水産食品の衛生証明書様式について

### 【発行様式】

- 二枚貝(船長発行又はその他)
- その他(船長発行又はその他)

### 【発行者】

- 輸出国の主管庁
- 原産国の主管庁
- 船舶で漁獲した水産食品を台湾に直接輸送(輸出)する船長  
(輸出国の主管庁を経由して台湾政府に提供する船長リストに記載を要する)

船舶で漁獲した水産食品を台湾に直接輸送(輸出)した実績がある船長情報を農林水産省から台湾政府に提供し、2024年以降も輸出を継続できるよう交渉する予定です。

**2022年12月16日迄に、施設情報と船長情報について、各フォームの入力により、情報提供のご協力をお願いします。**